

(独)雇用・能力開発機構発表
平成21年5月15日

雇用促進住宅の売却に係る勧誘についての注意喚起

最近、(独)雇用・能力開発機構が所有する雇用促進住宅の売却に関し、下記事例のような勧誘が行われているというような情報が寄せられておりますが、(独)雇用・能力開発機構は、このような勧誘には一切関与しておりません。

下記のような勧誘を受けられた場合は十分ご注意くださいとともに、(独)雇用・能力開発機構に問い合わせを行っていただくようお願いします。

記

- 1 手付金ないし手数料等（例：500万円）を支払うことにより住宅を優先的に購入することができる旨の話しを持ちかけている事例
- 2 社会福祉法人（注）であれば雇用促進住宅を安く購入することができる旨の話しを持ちかけ、手付金ないし手数料等の名目で金銭（例：500万円）の支払を要求する事例

（注）雇用促進住宅の譲渡については、地方公共団体への譲渡に加え、地方公共団体が特に推薦する法人（社会福祉法人を含む。以下「推薦法人」という。）に対しても、譲渡ができることとなっております。その場合、地方公共団体からは当該地方公共団体の政策目的を実施するものとしての法人への推薦に加え、推薦法人に対して10年間住宅等公的な用途に利用することを監督・指導するなど、推薦法人に対する責任の一端を担っていただくことが条件となります。

このような条件をクリアした上で、推薦法人が地方公共団体に準ずる法人として譲渡を行うことが適切か否かを(独)雇用・能力開発機構で審査いたします。

<参考>

民間への売却については、一般競争入札により実施することとしております。なお、入札実施にあたっては、事前に、売却に関する入居

者説明会を行い、理解が得られた場合に一般競争入札を行うこととしております。

問い合わせ先
(独) 雇用・能力開発機構住宅譲渡部
電 話 045(683)5322, 5315